

工事現場等における施工体制の点検要領

1 目的

本要領は、土木部所管工事の施工体制について、監督業務等の点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものである。

2 工事規模等による区分

工事規模や下請施工状況等に応じた効率的な点検を実施するため、各工事を下記の4つに区分して、点検項目に基づきそれぞれ所要の点検を行うものとする。

(1) 大規模工事等

(2) 監理技術者専任工事

(3) 主任技術者専任工事等

(4) その他工事

3 点検担当者

(1) 点検業務を効率的に実施するため、契約・建設業係等事務担当者と監督員等技術担当者及び上司等が連携分担して対応するものとする。

(2) 大規模工事等については、各地方局建設部・土木事務所に設置する施工体制監視班が定期的及び必要に応じて随時点検を実施し、本庁に設置する土木部施工体制監視班は、各地方局建設部・土木事務所等から報告のあった疑義や不適切な事例について対応策等を検討する。

なお、施工体制監視班の設置については、別に定める。

4 点検項目

点検は、工事規模による区分に応じて点検項目を定め、別紙－1の1、1の2の施工体制チェックリストにより行う。

5 点検結果の処理

(1) 大規模工事等の場合

疑義の有無に関わらず、様式－Aに点検結果を記入して、点検を行った翌月の10日までに土木管理課まで提出する。

(2) 疑義若しくは不適切な事例があった場合

疑義がある場合は再調査や受注者に再確認するなどして、最終的に不適切な点を把握した場合、原則として各地方局建設部・土木事務所が受注者に対し文書で改善を求めることとするが、監理技術者等の資格や専任に関する違反、一括下請負など重大・悪質な違反に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、上記(1)の規定にかかわらず直ちに土木管理課及び事業所管課に連絡する。

(3) 工事成績への反映

施工体制に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させる。

6 その他

本点検の実施により収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に則り、適切に取り扱うものとする。

7 工事規模等区分ごとの具体的な点検要領

		(1)大規模工事等	(2)監理技術者専任工事	(3)主任技術者専任工事等	(4)その他工事
①点検対象工事	書類 審査	全ての工事	全ての工事	全ての工事	全ての工事
	工事 現場	全ての工事	全ての工事	全ての工事	適宜（下請額の大きい工事等全件数の5%程度を選定）
②点検の頻度	書類 審査	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度
	工事 現場	2か月に1回程度	施工中2～3回 （着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中2～3回 （着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中1～2回 （着手後早期、工事最盛期等）
③施工中1回以上点検する項目	書類 審査	全ての項目	全ての項目	全ての項目	全ての項目
	工事 現場	全ての項目	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図
④繰り返し点検する項目	工事 現場	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与
⑤点検の分担	書類 審査	事務担当者・技術担当者（必要に応じ監視班等がチェック）	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者
	工事 現場	監視班（複数の班員による） 必要に応じ技術担当者が補足	技術担当者	技術担当者	技術担当者
⑥点検結果の報告	共通	疑義等の有無に関わらず、土木部監視班へ結果を報告	疑義や不適切な点があった場合は、出先機関監視班に結果を報告 必要に応じ土木部監視班に報告		
⑦その他	共通	・点検項目は適宜再チェックする。			

附則

- この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する
- この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する
- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する
- この要綱は、令和 2年 12月 1日から施行する
- この要綱は、令和 5年 2月 17日から施行する
- この要綱は、令和 7年 2月 5日から施行する

工事現場等における施工体制チェックリスト

I. 書類審査用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。	
113	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項、第2項、第3項、第5項 資格欄記入事項をチェック
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が50,000千円(建築工事は80,000千円)以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の雇用状況 主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、副現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者、監理技術者補佐については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)	
116	現場代理人の常駐 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場又は兼任している工事現場で常駐するものであること。)	工事請負契約約款第10条第2項
117	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の専任 請負代金額45,000千円(建築工事は90,000千円)以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が50,000千円(建築工事は80,000千円)以上の場合に配置) 担当技術者を設置する場合は、当該工事に対し専任であること。また、特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐は専任であること。 なお、45,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項 建設業法第26条の3第6項、 工事請負契約約款特約第3条第2項
118	変更通知等の提出 現場代理人、監理技術者(補佐)、主任技術者等に変更があった場合は、変更通知が提出されていること。 副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合は、代行通知が提出されていること。	工事請負契約約款第10条第1項 工事請負契約約款第10条第3項
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係)		
121	工事実績データの登録 工事実績データの登録が必要な工事について、適切な時期に工事実績情報サービス(コリンズ)に工事実績が登録されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

(注) 上記に加え、(再)下請施工通知、施工体制台帳、施工体系図の提出・変更の都度、(再)下請施工通知におけるチェックリストによりチェックを行うこと。

II. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	現場代理人・副現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐・担当技術者等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者、担当技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。	現場代理人と主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者との兼務は可。本人に対する質問、監理技術者資格者証等により確認
212	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
213	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場に不在の場合は、兼任している工事現場で常駐していること。) 副現場代理人が現場代理人の職務を代行している場合は、副現場代理人が当該工事現場又は兼任している工事現場に常駐していること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
214	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額45,000千円(建築工事は90,000千円)以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) ただし、特例監理技術者を配置している場合は、監理技術者補佐は当該工事に対し専任であること。 なお、45,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。	現場で作業状況を把握するほか、現場代理人、技術者等に確認するとともに、作業打合せ日誌、安全訓練記録等により確認
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。	本人に対する質問、運転免許書等により確認
223	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
224	下請業者の主任技術者の専任の確認 45,000千円(建築工事は90,000千円)以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)なお、45,000千円未満の場合であっても、下請業者が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、再下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
225	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。	作業打合せ日誌、作業日報、安全訓練記録簿、監理技術者に対する質問等により確認
226	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2次下請以降を含む)下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行っていること。	下請業者と再下請業者との打合せ記録、再下請業者の配置技術者からの施工状況の聴取により、確認
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項及び第2項、愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-10
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、土木工事共通仕様書 第1編1-1-10
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。	建設業法第40条、労働者災害補償保険法施行規則第49条
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。	労働安全衛生規則第12条の4、土木工事安全施工技術指針第1章第4節